精米商品の「精米時期」表示への変更について

精米商品については、これまで「精米年月日」を表示することとされていましたが、食品表示基準の一部改正(令和2年3月27日付)に伴い、「年月旬(上旬/中旬/下旬)」という「時期表示」が可能となりました。

この改正により、精米時期の表示に幅を持つことができ、精米日が古いという理由だけで廃棄または 販売対象外とされていた「食品ロス」の削減につながると期待されます。

昨今注目されている「SDGs (持続可能な開発目標)」の観点から、精米工場では生産から納品までを今までより計画的かつ効率的に行うことで、深刻化する物流問題の解決とエネルギーの削減に取り組んでいます。

以上を踏まえ、JA えちご上越では以下の通り精米時期表示への変更を行いますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■変更時期:2021年9月下旬精米分(新米)より

■対象商品:JA えちご上越が取り扱う全ての精米全商品

(但し、業務用米は除く)

■変更後の印字表示例





・・・令和3年産(お米が収穫された年)

・・・2021年9月下旬に精米されたお米

「上旬」: 1~10日に精米 「中旬」:11~20日に精米 「下旬」:21~月末日に精米

<精米時期の表記方法>

■お問い合わせ

JA えちご上越 産直精米工場

フリーダイヤル 0120-11-5837 (土・日・祝日を除く9:00~17:00)

◎精米時期表示に関する説明は農林水産省ホームページにも記載されています。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/attach/pdf/200414-2.pdf